

令和3年10月22日開会

盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会会議録

盛岡北部行政事務組合議会

目 次

◎開会・開議の宣告.....	3
◎議席の指定.....	3
◎会議録署名議員の指名.....	3
◎会期の決定.....	3
◎諸般の報告.....	3
◎議案第1号～議案第5号の提案理由説明.....	4
◎監査委員決算審査報告.....	5
◎議案第1号～議案第5号の内容説明.....	7
◎議案第1号の質疑、討論及び表決.....	12
◎議案第2号の質疑、討論及び表決.....	17
◎議案第3号の質疑、討論及び表決.....	18
◎議案第4号の質疑、討論及び表決.....	18
◎議案第5号の質疑、討論及び表決.....	19
◎閉会・閉議の宣告.....	19

令和3年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会会議録						
告示年月日	令和3年9月24日					
/						
招集年月日	令和3年10月22日					
招集の場所	八幡平市役所議場					
開閉会の日時 及び宣告	開会	令和3年10月22日 14時00分			議長	横澤 稔秋
	閉会	令和3年10月22日 15時20分			議長	横澤 稔秋
開議の月日	10月22日	開議14時00分		散会15時20分		
応招（不応招） 議員及び出席 並びに欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員0名 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席 × 不応招 公▲ 公務欠席	議席 番号	議員氏名	出欠席 の有無	議席 番号	議員氏名	出欠席 の有無
	1	工藤 健一	○	10	姉帯 春治	○
	2	大畑 正二	○	11	武田 光清	○
	3	工藤 多弘	○	12	福士 範美	○
	4	羽沢 寿隆	○	13	横澤 稔秋	○
	5	田村 孝	○			
	6	工藤 隆一	○			
	7	高橋 悦郎	○			
	8	近藤 聖	○			
	9	山崎 邦廣	○			

会議録 署名議員	8	近藤 聖	9	山崎 邦 廣
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職・氏名	管 理 者 八幡平市長	佐々木孝弘	事 務 局 長	小山田 美恵子
	副 管 理 者 岩手町長	佐々木光司	事務局長補佐兼係長	工 藤 紀 之
	副 管 理 者 葛巻町長	鈴木重男	事務局長補佐兼係長	伊 藤 弘 悦
	副管理者(代理) 盛岡市環境部次長	小 原 勝 博	係 長	田中 アサ子
	副 管 理 者 八幡平市副市長	田 村 泰 彦	係 長	瀧 澤 麻 紀
	会 計 管 理 者 八幡平市会計管理者	阿 部 春 美		
	監 査 委 員	小 野 寺 浩		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙議事日程に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会14:00)

◎開会・開議の宣告

議 長 (横澤稔秋君)

ただ今から、令和3年 盛岡北部行政事務組合議会 第2回定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

これより会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

議 長 (横澤稔秋君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、当組合議会 会議規則第49条の規定により、当職から指名いたします。

会議録署名議員には、8番、近藤聖君、9番、山崎邦廣君を指名いたします。

◎会期の決定

議 長 (横澤稔秋君)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに、決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりですので、ご了承願います。

◎諸般の報告

議 長 (横澤稔秋君)

日程第3、「諸般の報告」を行います。

なお、議会議員名簿、関係職員名簿については、第2回定例会資料と共に配布をもって報告とします。

続いて、管理者より報告を求めます。管理者、佐々木八幡平市長。

管 理 者（佐々木孝弘君）

令和3年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、本年9月28日開催の令和3年盛岡北部行政事務組合議会第1回臨時会以降の当組合の主な動きについて、ご報告いたします。

はじめにし尿処理施設関係でございますが、15業務が契約締結済みとなっており、そのうち5業務が9月末までに業務完了済みとなっております。

次に、介護保険の状況でございます。

去る10月12日に介護保険運営協議会を開催し、令和2年度の介護保険の実施状況及び第7期介護保険事業計画の実施状況についてを委員の皆様へ報告したところでございます。

さて、本日の定例会には、令和2年度一般会計並びに介護保険特別会計に係る決算認定をはじめ、全議案5件についてご提案申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。諸般の報告とさせていただきます。

議 長（横澤稔秋君）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第5号の提案理由説明

議 長（横澤稔秋君）

この際お知らせいたします。

介護保険事業に関する議案審議、議案第3号、議案第5号については、関係市町の議員による議決となりますことから、盛岡市を除く議員により質疑、討論及び表決を行います。

このことから、申し合わせ事項により盛岡市選出の議員は、議席に残ったままで、議席の氏名標を倒す形で進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

日程第4、議案第1号「盛岡北部行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」から、日程第8、議案第5号「令和3年度 盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第2号）」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。副管理者、田村八幡平市副市長。

副管理者（田村泰彦君）

ただいま議長から上程いただきました、議案5件の提案する理由につきましてはそれぞれの議案書に記載のとおりでございます。

なお、内容につきましては、事務局長をしてご説明申し上げますので、ご

審議いただきまして、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎監査委員決算審査報告

議 長（横澤稔秋君）

提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員による決算審査の結果についての報告を求めます。小野寺代表監査委員。

監査委員（小野寺浩君）

資料に基づいて意見を申し上げます。令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、審査意見書。

次のページをお開き願いたいと思います。盛北行監査第11号、令和3年9月15日、盛岡北部行政事務組合管理者八幡平市長田村正彦様、盛岡北部行政事務組合監査委員小野寺浩、監査委員山崎邦廣。令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算の審査に係る意見書の提出について。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和3年8月10日付盛北行第81005号をもって貴職より審査に付された令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計・介護保険特別会計歳入歳出決算書類の提出について、並びに基金の運用状況を審査したので、その結果について意見を付して報告します。

審査の日時、審査の場所、審査の対象、審査受審者については以下のとおりであります。また、審査の方法につきましては、

(1) 審査に付された令和2年度一般会計歳入歳出決算書及び介護保険特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類が、法令に準拠して調製されているかどうかを審査した。

(2) 各会計の決算書類の計数が正確であるかを会計伝票、諸帳簿、証拠書類等によって照合するとともに、効率的に予算が執行されたかどうかについて、職員から聴取し審査した。

次のページをお開き願います。一般会計について。

一般会計決算の状況、歳入決算額は6億9,676万846円で前年度に比較すると1億3,401万845円、率にして23.81%増加となっている。

歳出決算額は、6億6,862万2,697円で、前年度に比較すると1億2,756万3,546円、率にして23.58%増加となっている。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は2,813万8,149円であり、実質収支も同額の黒字となっている。以下の表については、後でお目通しを願いたいと思います。

次に審査結果と意見につきます。

①一般会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書、決算事項別明細書等の決算書類は、いずれも関係証拠書類と符合し、計数上正確であると認められた。

②昨年度、生し尿処理量が増加に転じたが、これはコロナ渦の影響により自宅で過ごす方が多かったことが要因と考えられる。今後においてはコロナウイルスワクチン接種等、感染対策により例年並みに戻ると予測される。また、し尿処理量については、公共下水等への加入増などにより今後も減少していくものと思われる。

③薬品類は入札減、燃料費はコロナ渦の影響により単価が下がり、光熱水費は修繕工事中に一部施設の電気を停めて作業を行ったため昨年度に比べ減となっている。

次のページですが介護保険特別会計について。

介護保険特別会計決算の状況、歳入決算額は70億1,069万5,519円で、前年度に比較すると1億7,085万6,912円、率にして2.50%増加となっている。

歳出決算額は69億6,358万2,740円で、前年度に比較すると2億4,181万9,199円、率にして3.60%増加となっている。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は4,711万2,779円であり、実質収支も同額の黒字となっている。以下の表については、後でお目通しを願いたいと思います。

次のページをお願いします。

審査結果と意見。

①介護保険特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書、決算事項別明細書等の決算書類は、いずれも関係証拠書類と符合し、計数上正確であると認められた。

②歳入においては、介護保険料の収納率が99.85%であり、昨年度より0.05%増となった。また、不納欠損額は321万2,800円であり、時効がきたものについて欠損処理をしている。今後も構成市町と連絡・協調を図り住民の不公平感がないよう保険料徴収に努力していただきたい。

③歳出では、保険給付費が65億2,541万2,940円の決算額となった。これを月平均に換算すると5億4,378万4,412円であり、前年度に比較して2,204万1,670円、率にして4.22%の増加となっている。令和2年度の保険給付費も増加して伸びている状況であり、令和3年度も給付費が増加することが予想されることから、今後ともより一層財源確保に期待するものである。

④介護認定審査件数は3,249件で、前年度と比較し579件の減となっている。この要因は、認定期間延長によるものである。

次に財産の管理運用状況についてですが、公有財産の土地、建物については、前年度と変動はない。

基金について。運用状況ですが、

①施設改良補修基金は、前年度末現在高 1,221 万 3,232 円に対し、利子分の 1,202 円を積み立てし、当年度末現在高は 1,221 万 4,434 円となっている。

②介護給付費準備基金は、前年度末現在高は 3 億 3,383 万 9,315 円に対し、年度中に 6,812 万 4,935 円を積み立てしているが一方で、6,700 万円を取り崩したことにより、当年度末現在高は 3 億 3,496 万 4,250 円となっている。

③高額介護サービス費資金貸付基金は、前年度末現在高 158 万 1,000 円に対し、年度中の増減はなかった。

審査結果と意見につきまして、基金に属する保管金の管理は、金融機関に預け入れとなっており、的確に処理されているものと認められた。

以上で、意見の報告を終わります。

◎議案第 1 号～議案第 5 号の内容説明

議 長（横澤稔秋君）

以上で監査委員の決算審査結果の報告が終わりました。議案第 1 号から議案第 5 号までの内容説明を求めます。小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

議案第 1 号「盛岡北部行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

改正の理由ですが、一般廃棄物し尿処理手数料を改定しようとするものでございます。

改正の趣旨といたしまして、安定したし尿処理事業を継続するために、収集原価の見直しを行い、利用負担の公平性を確保するため、汲取り処理を利用する方に応分の負担を求めるため、し尿処理手数料を改正しようとするものです。

改正の内容でございますが、2 枚目の新旧対照表をご覧ください。

現行の第 2 条第 1 号の下線部分を、右側改正後の第 2 条第 1 号の下線部分のとおり改めるものです。

改正後は、汲取り量 10 リットルにつき 67 円、300 リットル未満の場合は 2,010 円とするものです。

条例の施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議案第 2 号「令和 2 年度盛岡北部行政事務組合一般会計歳入歳出決算」の内容について、ご説明申し上げます。

「令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計歳入歳出決算書」をお開き願います。

令和2年度の歳入決算額は6億9,676万846円、歳出決算額は、6億6,862万2,697円で、歳入歳出差引額は2,813万8,149円となりました。

歳入は、前年度と比較して1億3,401万845円、23.8ポイントの増加となりました。増加した主なものは、組合負担金、国庫支出金、県支出金となっています。主な要因として、組合負担金は衛生費に係る分が増額となったことによるものです。国庫支出金、県支出金は、介護保険の低所得者の第1号保険料軽減強化によるものです。

歳出は、前年度と比較して1億2,756万3,546円、23.6ポイントの増加となりました。増加した主なものは、し尿処理費となっております。施設、設備とも年数経過とともに経年劣化が進行している状況ですので、計画的な整備等に要した費用が増加したことによるものです。

それでは、「歳入歳出決算事項別明細書」により説明いたします。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開きください。組合負担金は、し尿処理施設の維持管理に係る修繕料等の増額によるものと、第1号被保険者の保険料のうち、所得段階第1段階から第3段階の保険料について公費による低所得者の保険料軽減に係る負担金として、構成市町25%の負担割合分です。

次のページの国庫支出金、県支出金も介護保険料軽減分をそれぞれ国50%、県25%と負担するもので、元年度と比較して、軽減率の拡充により保険料軽減負担分が増額となったものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。15・16ページをお開きください。

3款1項2目「し尿処理費」は、し尿処理施設の維持管理に係る経費となっております。

そのうち、10節「需用費」の「修繕料」が前年度と比較して8,982万9,926円増加している要因として、定期修繕に加え、凝集沈殿槽汚泥掻き寄せ機の交換修繕と施設の延命化を図るため第一攪拌槽の槽内補修、防食被覆を行ったことによるものです。

次のページ12節「委託料」は、管内7委託業者への「し尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料」並びに施設維持管理のための定期的な整備点検業務委託に加え、第一攪拌槽の修繕を行う前に、槽内汚泥の清掃等の業務を行ったこと、また3年に1回の圧力式急速ろ過塔ろ材入替業務と計装設備点検整備を行ったことによるものです。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第3号「令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別

会計歳入歳出決算認定について」をご説明いたします。

「令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計歳入歳出決算書」をお開き願います。

令和2年度の歳入決算額は70億1,069万5,519円、歳出決算額は、69億6,358万2,740円で、歳入歳出差引額は4,711万2,779円となりました。

歳入は、前年度と比較して1億7,085万6,912円、2.5ポイントの増加となりました。増加した主なものは、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金となっています。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、介護給付費の増加に伴う負担金などの増加によるものです。また、繰入金は、介護給付費の増加に加え、消費税による公費を活用した低所得者の第1号保険料軽減強化によるものです。

歳出は、前年度と比較して2億4,181万9,199円、3.6ポイントの増加となりました。増加した主なものは、保険給付費となっております。保険給付費では、令和元年10月からの消費税引き上げに伴う介護報酬改定の影響などにより、介護サービス費、介護予防サービス費等がそれぞれ増加したことによるものです。

それでは、「歳入歳出決算事項別明細書」により説明いたします。

歳入の主なものをご説明申し上げます。25ページ・26ページをお開きください。

1款「保険料」は11億7,441万8,300円で、前年度と比較して2,674万8,400円の減額となっております。考えられる要因として、低所得者の保険料軽減対象者の軽減率が拡充されたことにより、減少したものと推測されます。

一方、過誤納金を除いた実質の収納率は、平成元年度99.55%から令和2年度は99.61%と伸びてきております。

次に歳出の主なものをご説明いたします。

2款「保険給付費」の支出済額、65億2,541万2,940円で、前年度給付費との比較では、2億6,450万円の増となりました。

主なサービスの状況では、居宅介護サービス・介護予防サービス給付費については、21億711万7,751円で、前年度と比較して1億4,585万4,736円、7.4ポイント増加しています。

地域密着型居宅介護・地域密着型介護予防サービス給付費については、8億4,866万6,396円で、前年度と比較して2,214万9,417円、2.7ポイント増加しています。施設サービス費については、29億6,171万2,660円で、前年度と比較して6,835万8,330円、2.4ポイント増加しています。

介護サービスの中には、利用人数や利用回数などについて、前年度実績を

割り込んでいるサービスもある中で、令和元年10月からの消費税引き上げに伴う介護報酬改定の影響などにより、給付費の総額としては、前年度比で4.2ポイントの増加となりました。次に47・48ページになります。

4款「基金積立金」につきましては、令和元年度繰越金の一部、令和2年度第1号被保険者負担分の剰余金の一部、基金利子を積み立てたものとなります。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第4号「令和3年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の決算が確定したことによる繰越金を主として、介護保険の低所得者保険料負担軽減に係る国庫・県負担金が過年度分として追加交付されるものと、構成市町へ令和2年度決算に係る負担金の返還をしようとするものが主な内容となります。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,143万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,399万9千円としようとするものです。

予算に関する説明書で主な内容を説明いたします。6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目及び4款1項1目「低所得者保険料軽減負担金」でございますが、介護保険の令和2年度低所得者保険料軽減分をそれぞれ追加で交付されるものです。

7款、「繰越金」2,813万7千円につきましては、令和2年度決算における剰余金の繰越でございます。

次に歳出について説明いたします。7ページをお開き願います。

2款1項1目2,817万9千円は、令和2年度決算が確定したことによる剰余金を構成市町に返還するものです。

4款1項1目「介護保険総務費」は、低所得者保険料負担軽減分として325万4千円を介護保険特別会計へ繰り出すものです。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第5号「令和3年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第2号）」の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容ですが、令和2年度の決算が確定したことによる繰越金を主として、介護給付費に係る国庫・県負担金が令和2年度分として追加交付されるものと、構成市町へ令和2年度決算に係る負担金の返還及び過年度保険料剰余金を積立てしようとするものが主な内容となります。1ペー

ジをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,735万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,896万3千円としようとするものです。

予算に関する説明書で主な内容を説明いたします。6ページをお開きください。

2款1項1目「盛岡北部行政事務組合負担金」ですが、歳出の総務費の委託料の増額によるものと、第三者納付金が入金になったことによる減額、また、令和2年度負担金精算による追加分を合わせて973万2千円の増額でございます。

4款1項「国庫負担金」、同款2項「国庫補助金」、5款1項「支払基金交付金」、6款1項「県負担金」の現年度分につきましては、いずれも第三者納付金の入金により、それぞれの負担割合に応じて減額となるものです。

同じく4款1項「国庫負担金」、5款1項「支払基金交付金」、6款1項「県負担金」の過年度分につきましては、令和2年度給付費が交付額を上回ったため、追加で交付されるものでございます。7ページをご覧ください。

8款「繰入金」は、過年度分低所得者保険料軽減分が一般会計から繰り入れられるものです。

9款「繰越金」は、令和2年度決算における剰余金繰越金の一部を補正予算第1号で財源とした残りの分を増額補正するものでございます。

10款3項1目「第三者納付金」は、介護保険法第21条第1項による損害賠償金について8月末までの入金額について補正するものです。

次に歳出について説明いたします。8ページをお開き願います。

1款1項1目「一般管理費」のうち、「委託料」はシステム更新の為の追加費用でございます。また、「償還金、利子及び割引料」は、令和2年度決算が確定したことによります決算剰余金を構成市町へ返還するものと、第1号保険料の過誤納金に対する還付金でございます。

4款1項1目「介護給付費準備基金積立金」の増額は、令和2年度保険料剰余金を基金へ積み立てるものでございます。

6款1項1目「償還金、利子および割引料」は、令和2年度分給付費等の国庫・県費負担金の精算によります返還金となるものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議 長（横澤稔秋君）

以上で、議案第1号から議案第5号までの内容説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。再開時間は14時55分といたします。

(休憩 14 : 39)

(再開 14 : 55)

◎議案第 1 号の質疑、討論及び表決

議 長 (横澤稔秋君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから質疑を行います。この際お願いいたします。本定例会の質疑の方法には、当組合議会会議規則第 26 条を適用します。発言にあたっては、挙手のうえ、発言願います。

なお、質疑にあたっては、同一の議題について 1 人 3 回までとし、1 回当たり 3 点以内とするようご協力をお願いいたします。あわせて、質疑、答弁にあたっては、要点をまとめて、簡潔をお願いいたします。

初めに、日程第 4、議案第 1 号「盛岡北部行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

高橋悦郎議員。

議 員 (高橋悦郎君)

この議題については全員協議会で説明をいただきまして、おおまかな中身については私も理解はしております。その際見積調書についても資料を出していただきたいということで、これに対しましてありがとうございます。

それですね、まず 10 リットルあたり 9 円引き上げるということになるわけですが、この 9 円という金額の根拠がですね、どういう根拠で 9 円となったのかまずお聞きしたいと。

全協のなかでは、非常に委託業者が厳しい経営を担っていると、赤字になっている業者もあるんだと、こういう話、説明がありました。これは毎年契約していますよね、随意契約なわけですが。これは毎年見積をとってそして契約をするというやり方なわけで、そういう契約でどうして赤字になるのかと、ここがちょっと私理解できないところなんです。当然当局も予定価格についてはそれなりの試算なりをしてですね、適切な予定価格を設定しての契約、ということだと思んですが、何故赤字になるのかというところをまず確認したいと。

それからこの手数料収入ですね、市民が支払う。この料金というのは原則的にはどういう財源になるのか、結局し尿の汲み取りの委託している事業者を支払うための財源と。この財源は施設の維持管理の方に使うのでいただい

ているのではないかと基本的に私思っているんですが、そこも確認したいです。

議 長（横澤稔秋君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

改定する9円の根拠ということでございますけれども、今回新しい積算方法で単価を行いました。それに基づきまして、9円という価格が出たわけですがけれども、これまでの積算方法に基づいて行っていたところ、近年の人件費高騰等によりまして、情勢の変化に対応できなくなってきたということで積算内容を見直したところでございます。この積算方法についても改めて県の土木関係積算単価とかそういうものを応用いたしまして、計算いたしました。そして、それが1台あたりにかかる費用を算出いたしまして、それを基に100リットル汲み取るにあたりましてどのくらい経費が必要かということから逆算をした金額となっております。

次に赤字業者の見積をとっているけどもどうして赤字になったのかということでございますけれども、見積徴収をする際の金額でございますけれども、こちらのほうで設計した金額があるわけですがけれども、設計した金額でまずやって、たまたまその金額で行っていて赤字になってきたというところで、どうして赤字になったかというのは、やはりうちが算出した金額がやはり段々と対応ができなくなってきたのではないのかなというふうに思っております。

次に手数料の財源ということでございましたけれども、手数料をいただいておりますものにつきましては、手数料は手数料イコール委託料という考えのもとでやっておりますし、そのような考えで今までもやっておりますし、これからは汲み取り業者に払う委託料については、利用者の方からいただく手数料で賄うという考えとなっておりますのでございます。

議 長（横澤稔秋君）

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

その予定価格ですね、見積調書の予定価格。これはあれですか、ずっと変えていないと。これいつから今の予定価格になっているんでしょう。それにしてもですね、人件費とか様々な経費がですね、合わなくなってきていると

いう、毎年そういうことが必要でありまして業者にとっては。もう何年も同じ単価で予定価格を、ある意味では見積調書といってもこちらで立てたこの予定価格をもう業者は飲まざるを得ない、この見積調書見ると全部そうですよね。予定価格でさえも全部決着してますよね。だからそういうやり方で本当に良かったのかと。まあ当然業者も言われる価格でやるしかないという状況、これ見るとそういうふうに私思うんですが、そういうやり方で良かったのかと。むしろ私これからもこういうことが続いていくということになりますと、これまた業者の不安になりますよね。果たしてこういう形式でやっていって、だからその辺のやはり考え方というのをやっぱり見直していくべきじゃないかと。少なくとも毎年こちらの当局の予定価格については積算し直しをしてですね毎年。単価が下がる時もあるかも知れないですし、上がる時もあるかも知れない。そういうやり方に変えていかなきゃいけないというふうに私思うんですが、その辺についてはどうなのでしょう。

それからですね、先ほど事務局長が汲み取り手数料については、委託料に使うそういう財源なんだと、いうふうにしてやってきたと、ずっとね。私もその通りだと思います。それで良いと思います。そうした際にですね、私全協の際もちよっと質問したんですが、毎年この委託料の方が少ないわけですね、手数料よりも。毎年少ないんです。でも予算で少なくなってるんですよ。3年度の予算で言うとはですね、約435万円程この委託料の方が少ないわけですよ。これずうっと過去を遡っていくとはですね、平成28年なんかは970万円も委託料の方が少ないと。汲み取り料金の方が多いわけです。少なくともこの5年間トータルしてもですね、3,000万円近い料金の方が、業者に支払っている料金が余っていると。こういう事態が続いてきているわけですよ。

私ね、提案したいんですけど、そういう直近の5年間でも3,000万円も委託料の方が余っている、少なく支払っているわけですから、私はですねそういう財源繰り上げて遡ってですね、その財源をやはり料金の改定を1年延期するとかという形にして処理をするのが1番いいのではないかと。というふうに思いますけどもそれについても伺いたいと。

議 長（横澤稔秋君）

八幡平副市長。

副管理者（田村泰彦君）

まず最初の予定価格の件ですけども、まあ結果的に予定価格に一致しているということで、始めからこちらの方からこの単価でっていうふうなことは一切行っていない状況でございます。というのも今回の手数料の見直しにつ

いては全協のときの資料にもありました通り、平成 20 年度から、要は消費税の値上げ分しか上げていないと。平成 20 年度でし尿の手数料単価が 55 円でございます。平成 26 年に消費税 8 % 導入で 57 円、令和元年に消費税が 10% になりまして 58 円ということで、この 10 年間値上げしてないっていうのが実情ということで今回値上げをしたっていうふうなお話になります。

先程事務局長がお話した通り、手数料の相場と委託料の相場が 1 番ぴったりになれば良いわけですが、要は予測の段階で高橋議員さんご指摘の通り本年度の予算については 400 万円ほど手数料の方が上回っていると、いうふうな形になっておりますけれども、要はぴったりイコールになれば 1 番理想なわけですが、これは社会情勢とかの関係でなかなかぴったりにすることが難しいということで、尚且つ赤字になった場合には構成市町の応分の負担をいただかなければならないということで、設計上は令和 3 年度までの予算については黒字になるような設計にしております。

手数料と委託料を毎年変えるというのも周知の面から言っても適當ではないということで、今回の見直し以降につきましてはおおむね 5 年に 1 回を目途に手数料の改定は行っていきたいというふうな考えでございます。

それと過去の手数料と委託料の差し引きで黒字になっているということでございますけれども、予算上も黒字になるような計算になっておりますけれども、結果的に黒字になっているという形、というふうに理解しております。要は令和 2 年度の決算で見ると、手数料が 1 億 7,600 万円に対して、委託料が 1 億 7,200 万円程の黒字になっておりますけれども、これは手数料に対して全体で言えば 2.28% でありますので、これは事業推進上の誤差でやむを得ない実費分に捉えているところです。

議 長（横澤稔秋君）

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

この見積調書の件ですが、たまたま一致していると。予定価格と見積とね。これね 1 円も狂わないで業者の価格が一致しているわけですよ、予定価格と。だからこれはですね、今たまたま一致したんだっていう説明ですが、これ誰見たってたまたまじゃないですよ。もう最初から一致しているんです。つまり私はね、この業者にこの価格でお願いしているっていう中身じゃないかと思っているんですが。本当に 1 円も狂っていませんよ、7 業者全部。1 回目で合わなかったところ、2 回目の札とか見積出してまたぴったしに合わせて契約すると、こういうふうになってますので、これたまたまではな

い。というふうに思います。

先に聞けば良かったんですけど、この価格っていうのはいつからこの価格できているものなのか、もうずっと前回改定した平成20年から同じのやってきているのか、そこも確認したいと。

それから5年に1回見直していくということなんですが、果たして5年に1回でいいんでしょうか。私はですね、契約する毎に毎年それはやっぱりやるべきだと思うんですよ、適切な価格。もしこれ5年の間にまた何か社会情勢が大きく変わって、それこそやっていけない単価になったらこれまた大変なことになるわけで。まあそういうことは作業は大変だとは思いますがやっぱりやるべきだというふうに思いますし。

それから、最後ですけど過去ですね黒字分、やはりこれは市民に還すべきだ。というふうに私は思います。だからどうしても今このコストが9円引き上げなければ合わないというのであればですよ、それはそれでやむを得ないっていうのはあるかも知れませんが、過去のやっぱり黒字分で維持管理費の方に多分そのお金は流れていっていると思うんですけども、その分はやっぱり市民に還さなければならぬというべきだと。還す方法としては、引き上げを1年間延期すると、改めて提案したいと思いますがいかがでしょうか。

議 長（横澤稔秋君）

管理者、八幡平市長。

管 理 者（佐々木孝弘君）

たまたま一致した、という言葉の表現が出たという話だと思いますが、私の認識としては1回目の見積が業者が必要とする価格で提出された見積額だというふうに思いますが、2回目で出されたのは昨年度の、その年の契約額に基づいて出されてきた見積額が結果的に予定価格が前年度と同様であったことから価格が一致したものだというような解釈というふうに思っております。見方だと思っております。

それから2点目、いつからこの単価になっているかということですが、31年度から現在の単価となっております。

それから過去の黒字分について住民に還元というふうなお話でありましたが、確かに予算上本来であれば手数料と委託料同額であるべきだったのかなと、私もこの間話を聞いていて思いました。ただ決算におきまして赤字になることを防ぐというようなことから、増額を目指すも多少収入の方が2%程多いような予算となっておったわけですが、4年度の予算計上分か

らはこの収入と支出の分子予算をイコールに、という形で提案させていただきたいということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長（横澤稔秋君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第1号「盛岡北部行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、日程第5、議案第2号「令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定」についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

議案第2号を、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第2号「令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定」について、原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第3号の質疑、討論及び表決

議長（横澤稔秋君）

次に、日程第6、議案第3号「令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定」についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

議案第3号を、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第3号「令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定」については、原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案4号の質疑、討論及び表決

議長（横澤稔秋君）

次に、日程第7、議案第4号「令和3年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第4号「令和3年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、日程第8、議案第5号「令和3年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第5号「令和3年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎閉会・閉議の宣告

議 長（横澤稔秋君）

以上を持ちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じ、令和3年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

（閉会 15：20）

盛岡北部行政事務組合議会議長 横澤稔秋

盛岡北部行政事務組合議会議員 近藤聖

盛岡北部行政事務組合議会議員 山崎邦廣